

三重県団体内統合宛名システムの調達に関する情報提供依頼

1 背景

三重県地域連携部情報システム課が運用している三重県団体内統合宛名システムは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号)に基づく他機関との情報連携を行うために不可欠な業務システムとして位置付けられています。

現行の三重県団体内統合宛名システムは令和 3 年 3 月末に運用終了となるため、令和 2 年度中に新しいシステムを調達する必要があります。

2 目的

三重県は、上記事項に対応すべく、次期システムのあり方についての調査・検討を進めています。

本情報提供依頼(RFI)は、調査・検討を進めるにあたり、本県が想定するシステム要件に対するパッケージ・サービスの対応状況や構築、運用保守等の費用等を把握し、システム構築及び運用保守に対する実現性・妥当性・経済性の検証を行うことを目的としています。

3 情報提供依頼内容

以下の「情報提供依頼事項」のとおり、本県が提示する要件を踏まえた機能仕様、機器構成、システム運用等の案について、導入及び導入後の運用経費の概算見積などの情報提供をお願いします。

基本的に別添資料(2)「仕様書(案)」の要件を踏まえたものとしませんが、職員の業務効率を向上させるため、又は経費縮減を図るための機能及びシステム運用方法等があれば、積極的に提案ください。

提案にあたって前提条件がある場合には、その旨提案書に明記してください。

【情報提供依頼事項】

- (1) パッケージの名称
- (2) 機能概要
- (3) 導入スケジュール案
- (4) 本県に導入する場合のシステム構成案
- (5) 仕様書案の対応可否
別添資料(3)「仕様書(案)に対する対応可否回答様式」により、仕様書案の機能要件の各項目への対応可否について回答ください。また、機能要件以外にて実現困難な項目がある場合は、任意様式にて提案書内に該当項目及び代替案を記載ください。
- (6) 概算費用
別添資料(4)「見積書様式」又はこれに順じた見積根拠となる明細等を示す様式を用いてください。なお、定価ではなく可能な限り実売価格にて見積りを行ってください。

4 提案手続について

- (1) 対応窓口・書類提出先
担当者：三重県地域連携部情報システム課システム企画班 水谷、前田
住所：〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
電話番号：059-224-2796
e-mail：it@pref.mie.lg.jp

(2) 提出方法

① 様式

「3 (5) 仕様書案の対応可否」「3 (6) 概算費用」以外については、様式は特に定めません。A4 サイズの用紙にて任意様式にて提出してください。本県から提示した様式については、PDF ではなく、MS Office 形式のままご提出ください。

② 提出部数

電子媒体 1 部、紙媒体 1 部

③ 提出方式

郵送又は持参

(3) 提出期限

令和元年 8 月 23 日(金) 17 時まで

※期限延長を希望される場合は、その旨ご連絡ください。

(4) 質疑応答

本件に係る質問、問い合わせについては、原則として電子メールにてお願いします。

5 注意事項

- (1) 本資料による情報提供依頼は、システム導入を検討するための手段であって、将来の発注や契約を約束するものではありません。
- (2) 提供いただいた情報・資料については、当組織内で使用する他、本県が契約により守秘義務を課しているコンサルタント事業者に開示することがあります。その他の第三者に対しては、提案者の承諾なく配布等はいたしません。三重県情報公開条例(平成 20 年 12 月 5 日条例第 54 号)で定義する公文書になるため開示請求があった場合は、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。(提案書全てを非開示とする必要がある場合についても、その旨を記載してください。)
- (3) 資料の提供にあたって、既存の提案資料、パンフレット等をご活用いただいて構いません。
- (4) 提供いただいた情報・資料につきましては、返却いたしません。
- (5) 提供いただいた情報・資料に関して、後日問い合わせを行う場合があります。
- (6) 情報提供書類作成にかかわる一切の費用については、負担ください。
- (7) 本件に係る県からの全ての情報については、第三者に対して開示又は漏えいしないようお願いいたします。

以上